

船橋市感謝状贈呈基準

1. 趣 旨

この基準は、市政の振興、公共の福祉増進等に功労のあった者又は市民の模範となる者に対し、感謝状を贈呈することについて定める。

2. 贈呈の基準

次の各号の一に該当する者に対し、市長は感謝状を贈呈することができる。

- (1) 法令又は条例に基づき任命された審議会等委員の職にある者が、通算5年以上その職に勤務して退職したとき。
- (2) 町会、自治会その他の団体の会長が、通算5年以上その職に勤務して退職したとき。
- (3) 町会、自治会その他の団体の副会長又はこれに準ずる職にある者が、通算して10年以上その職に勤務し、功績顕著である者が退職したとき。
- (4) 公益のため、市に十万円以上の私財を寄付したとき。
- (5) 市が行う施策、事業等に積極的に協力し、かつその功績が顕著であるとき。
- (6) 消防の副分団長以下の職にある者が、通算10年以上その職に勤務して退職したとき。
- (7) 消防団員が、通算5年以上勤務して分団長以上の職で退職したとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

3. 感謝状の内申

各任命権者の事務局の課（室・所）長は、感謝状を贈呈しようとする者がいるときは、別記功績調書を作成し、その都度秘書課長に提出しなければならない。

附 則

この基準は、昭和56年4月1日から施行する。